

## 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」制度のご案内

～11月25日より、解除区域等での事業継続・再開向け融資が始まります～

2011年11月22日

福島県  
経済産業省

福島県及び経済産業省は、先に基本合意した特定地域中小企業特別資金の制度拡充内容に関して、関係団体の要望も踏まえ具体的な制度内容について引き続き協議してまいりましたが、この度、以下の内容で、11月25日より申し込み受付を開始することといたしましたのでお知らせします。

### 1. 解除区域等での事業継続・再開向け融資

- ① 対象者： 旧緊急時避難準備区域又は旧屋内待避区域に事業所を有していた中小企業等であって、区域解除後、当該区域において事業を継続・再開する者（警戒区域又は計画的避難区域において、許可を得て事業を継続・再開する者、又は特定避難勧奨地点に事業所があり事業を継続・再開する者を含む。）
- ② 資金用途： 解除された区域等において事業を継続・再開するために必要な事業資金（運転資金・設備資金）
- ③ 融資限度： 限度額は以下のとおり（但し、月商の3ヶ月程度を目安とする）  
(i) 小規模事業者（常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主）にあつては、500万円以内  
(ii) (i)以外の事業者にあつては、1,000万円以内
- ④ 融資期間： 10年以内（うち据置2年以内）
- ⑤ 融資利率： 無利子
- ⑥ 担保： 無担保
- ⑦ 保証人： 代表者保証（法人の場合）
- ⑧ 繰上償還： 随時可・手数料無料
- ⑨ 取扱期間： 平成23年11月25日から平成24年3月末まで随時
- ⑩ 申込み先： 県内の商工会議所又は商工会  
(公財)福島県産業振興センター

## 2. 県内移転先での事業継続・再開向け融資

### ① 対象者： 次のいずれかに該当する者

① 警戒区域、計画的避難区域又は特定避難勧奨地点の区域に事業所を有していた中小企業等であって、県内の移転先において事業を継続・再開する者

② 旧緊急時避難準備区域又は旧屋内待避区域に事業所を有していた中小企業等であって、県内の移転先において事業を継続・再開する者（ただし、平成24年1月末までに貸付申込を行ったものに限る。）

(※制度改正部分)

② 資金使途： 県内の移転先において事業を継続・再開するために必要な事業資金(運転資金・設備資金)

③ 融資限度： 3,000万円以内

④ 融資期間： 20年以内(うち据置5年以内)

⑤ 融資利率： 無利子

⑥ 担保： 無担保

⑦ 保証人： 代表者保証(法人の場合)

⑧ 繰上償還： 随時可・手数料無料

⑨ 取扱期間： 平成24年3月末まで随時

⑩ 申込み先： 県内の商工会議所又は商工会  
(公財)福島県産業振興センター

### ● ご留意事項

① 既に、2. の融資を受け、県内移転した方が、解除された移転元で事業再開する場合も1. の融資をご利用いただけます。

② 今回の制度拡充により、常時使用する従業員数が300人以下である医療法人、社会福祉法人及び財団法人であって、医業を主たる事業とする法人が貸付対象に追加されます。

③ 本貸付制度は、暴力団等いわゆる反社会的勢力に該当する方は利用できません。

④ 本貸付制度は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を行う方や公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められる業種を営む方は利用できません。